

パロマガス湯沸器事件[業務上過失致死傷被告事件]

東京地方裁判所平成 22 年 5 月 11 日 判決(判例タイムズ 1328 号 241 頁)

I 事案の概要

パロマ工業が製造してパロマが販売した強制排気式ガス湯沸器が、何人かによって内部配線の不正な改造(短絡)がなされた結果、強制排気装置の作動なしに本件湯沸器が使用され、強制排気式ガス湯沸器が不完全燃焼を起こし多量の一酸化炭素が排出され、居住者が一酸化炭素中毒により死傷した事故について、同湯沸器を製造・販売した会社の代表取締役社長及び品質管理部長に、点検・回収等の措置を講じなかった過失があるとして、業務上過失致死傷罪が成立するか問題となった事案。

II 問題の所在

本件は第三者の不正改造により危険が創出されており、また、パロマだけでなく東京ガスや経済産業省も事故防止をできたのであるから結果回避義務が無かったのではないか。また、予見可能性もなかったのではないか。

III 判決要旨

1. コントロールボックスの配線を変えて短絡させたガス湯沸器を使用した場合、死傷事故が多数発生しており、短絡が新たになされる可能性または短絡が放置され、死傷事故が発生する危険性があり、短絡された機種が全国に点在している状況においては、製造販売会社においては、当該死傷事故を防止するために必要な事故防止対策を自らとるべき積極的な根拠があり、使用者等・修理業者・経産省・各ガス事業者にも事故防止対策を委ねることができないのであるから、当該ガス湯沸器等の製造販売会社は、短絡の危険性についての注意喚起の徹底、設置場所の把握可能な機種の点検と短絡されている器具の回収を行うべきである。

ガス湯沸器等の製造販売会社の代表取締役社長は、事故対応・リコールを含む業務全般について事実上最終決定権限を有していたのであるから、自らないしは関係部署担当者らに指示するなどして、上記注意喚起の徹底、点検・回収の措置をとるべき刑法上の注意義務を負う立場にある。

品質管理部長は、製品の安全対策の実務上の責任者であったものであるから、被告人甲に進言して指示を仰ぎつつ、自らないしは関係部署担当者らに指示するなどして、上記措置をとるべき刑法上の注意義務を負う立場にあったと認められる。

2. 品質管理部長は短絡事故の発生と概要を認識し、これら事故がLP・都市両ガスにおいて発生してきたことその他、短絡の仕組みとそれによる一酸化炭素中毒の危険性、短絡が技術的に簡単であって、修理業者により行われ放置されることがあること、短絡されていた機種の存在、事故機以外でもコントロールボックスの故障等が発生することを認識しており、また、代表取締役も同様の認識を有し、加えてコントロールボックスの故障等については現に一部の事故機に発生していたことを認識していた等の事情のもとでは、被告人兩名には、短絡された機種が電源を入れないまま使用された場合における一酸化炭素中毒による死傷事故発生の予見可能性が認められる。

IV 私見

本件では短絡は第三者により行われており、また、対象の機種は 26 万台も販売されていたために、現実的には短絡の発見、回収は困難であったといえる。しかし、このような事故は約 20 年前から起こっていたことや、少なくとも注意喚起をすることは容易にできたはずなのにも関わらず、これを放置したことなどの諸要因から販売会社の社長および品質管理部長に結果回避義務違反を認めたものであり、その結論は妥当であると考えられる。

以上